

第 8 4 回神河町議会臨時会に提出された議案

○町長提出議案

- 報告第 4 号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
- 第 4 8 号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町税条例等の一部を改正する条例）
- 第 4 9 号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第 5 0 号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成 2 9 年度神河町一般会計補正予算（第 1 0 号））
- 第 5 1 号議案 平成 3 0 年度神河町一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 5 2 号議案 神河町監査委員の選任の件

神河町告示第71号

第84回神河町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成30年4月25日

神河町長 山 名 宗 悟

- 1 期 日 平成30年5月2日
- 2 場 所 神河町役場 議場
- 3 付議事件
 - (1) 議長の選挙
 - (2) 副議長の選挙
 - (3) 常任委員会委員の選任
 - (4) 議会運営委員会委員の選任
 - (5) 特別委員会の設置及び委員の選任
 - (6) 一部事務組合議会議員の選挙
 - (7) 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
 - (8) 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町税条例等の一部を改正する条例）
 - (9) 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
 - (10) 専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成29年度神河町一般会計補正予算（第10号））
 - (9) 平成30年度神河町一般会計補正予算（第1号）
 - (10) 神河町監査委員の選任の件

○開会日に応招した議員

廣 納 良 幸	松 山 陽 子
安 部 重 助	藤 森 正 晴
澤 田 俊 一	藤 原 裕 和
小 寺 俊 輔	栗 原 廣 哉
吉 岡 嘉 宏	三 谷 克 巳
小 島 義 次	藤 原 日 順

○応招しなかった議員

な し

平成30年 第84回（臨時）神 河 町 議 会 会 議 録（第1日）

平成30年 5 月 2 日（水曜日）

議事日程（第1号）

平成30年 5 月 2 日 午前 9 時開会

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

議事日程（第2号）

日程第1 副議長の選挙

日程第2 議席の指定

日程第3 会議録署名議員の指名

日程第4 会期の決定

日程第5 常任委員会委員の選任

日程第6 議会運営委員会委員の選任

日程第7 特別委員会の設置及び委員の選任

日程第8 一部事務組合議会議員の選挙

- ・中播衛生施設事務組合議会議員の選挙

- ・中播北部行政事務組合議会議員の選挙

- ・中播農業共済事務組合議会議員の選挙

日程第9 報告第4号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）

日程第10 第48号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町税条例等の一部を改正する条例）

日程第11 第49号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第12 第50号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成29年度神河町一般会計補正予算（第10号））

日程第13 第51号議案 平成30年度神河町一般会計補正予算（第1号）

日程第14 第52号議案 神河町監査委員の選任の件

日程第15 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について

本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

議事日程（第2号）

- 日程第1 副議長の選挙
日程第2 議席の指定
日程第3 会議録署名議員の指名
日程第4 会期の決定
日程第5 常任委員会委員の選任
日程第6 議会運営委員会委員の選任
日程第7 特別委員会の設置及び委員の選任
日程第8 一部事務組合議会議員の選挙
・中播衛生施設事務組合議会議員の選挙
・中播北部行政事務組合議会議員の選挙
・中播農業共済事務組合議会議員の選挙
日程第9 報告第4号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
日程第10 第48号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町税条例等の一部を改正する条例）
日程第11 第49号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
日程第12 第50号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成29年度神河町一般会計補正予算（第10号））
日程第13 第51号議案 平成30年度神河町一般会計補正予算（第1号）
日程第14 第52号議案 神河町監査委員の選任の件
日程第15 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について

出席議員（12名）

1番 廣納良幸	7番 松山陽子
2番 三谷克巳	8番 藤森正晴
3番 澤田俊一	9番 藤原裕和
4番 小寺俊輔	10番 栗原廣哉
5番 吉岡嘉宏	11番 藤原日順
6番 小島義次	12番 安部重助

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 坂 田 英 之 係長 榎 谷 美 幸
主事 山 名 雅 也

説明のため出席した者の職氏名

町長	山 名 宗 悟	地域振興課参事兼施設連携まちづくり事業特命参事
副町長	前 田 義 人 小 林 英 和
教育長	入 江 多喜夫	地域振興課参事兼農林業特命参事
町参事	石 堂 浩 一 多 田 守
総務課長	日 和 哲 朗	建設課長
総務課参事兼財政特命参事		真 弓 俊 英
.....	児 島 修 二	地籍課長
情報センター所長	藤 原 秀 洋	児 島 則 行
税務課長兼滞納整理特命参事		上下水道課長
.....	和 田 正 治	中 島 康 之
住民生活課長	高 木 浩	健康福祉課長
住民生活課参事兼防災特命参事		桐 月 俊 彦
.....	田 中 晋 平	健康福祉課参事兼保健師事業特命参事
ひと・まち・みらい課長	 保 西 瞳
.....	藤 原 登志幸	会計管理者兼会計課長
地域振興課長	 山 本 哲 也
.....	山 下 和 久	病院事務長
		藤 原 秀 明
		病院総務課長兼施設課長
	 藤 原 広 行
		教育課長兼センター所長
	 藤 原 美 樹

午前9時00分

○議会事務局長（坂田 英之君） おはようございます。本日招集されました第84回神河町議会臨時会は、一般選挙後初の議会となります。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

本日の出席議員の中で安部重助議員が年長者でございますので、臨時の議長への就任をお願いいたします。

安部重助議員を御紹介申し上げ、議長席をお願いいたします。

〔臨時議長着席〕

○臨時議長（安部 重助君） 皆さん、おはようございます。ただいま御紹介をいただきました安部重助です。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくをお願いいたします。

開会に先立ち、町長より御挨拶がございますので、よろしくをお願いいたします。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） おはようございます。議会開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

ようやく青葉茂れる好季節を迎え、町内の観光施設も多くの観光客でにぎわい、いよいよ行楽シーズン到来といった状況になってまいりました。

本日は、4月22日に執行されました神河町議会議員選挙後初めての神河町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜り議会が開催できますことを厚くお礼申し上げます。

あわせて、町民からの多くの負託を担ってめでたく御当選されましたこと、改めて心からの敬意を表するとともに、お祝い申し上げます。

本年度の行財政諸般につきましては、3月定例議会におきまして議決をいただいたところではありますが、何と申しましても昨年オープンしてすばらしいスタートを切りました峰山高原リゾートホワイトピークと夏場の活用としてのグリーンピーク、そして道の駅「銀の馬車道・神河」など、それぞれの顧客満足度を高めるための新たな戦略強化とともに、病院北館改築、CATV、光ケーブル、超高速ブロードバンド基盤整備事業、そして「交流から定住」をキャッチフレーズとした実行3年目となります地域創生総合戦略事業の強力な推進にあります。地域創生、すなわち産・官・学・金・労・言の連携と協働により、人口減少対策、地域活性化、そのための県、国との協議により、過疎対策事業債、辺地対策事業債など各種支援事業を最大限有効活用し、さらに元気な神河町を創造することです。

議員各位におかれましては、何とぞ町民の福祉、町政発展のために格別の御指導、御協力を賜りますよう切にお願い申し上げます。

さて、本日は専決処分の報告1件、専決処分の承認3件と平成30年度一般会計補正予算及び神河町監査委員の選任の件を提案させていただきます。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます、大変簡単ではございますが、開会の御挨拶とさせていただきます。

午前9時04分開会

○臨時議長（安部 重助君） ただいまの出席議員数は12名であり、定足数に達していますので、第84回神河町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（安部 重助君） 日程第1は、仮議席の指定でございます。

仮議席は、ただいま御着席の議席といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（安部 重助君） 御異議なしと認めます。よって、仮議席は、ただいま御着席の議席と決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

午前 9 時 0 5 分休憩

午前 9 時 0 9 分再開

○臨時議長（安部 重助君） 再開します。

日程第 2 議長の選挙

○臨時議長（安部 重助君） 日程第 2 は、議長の選挙でございます。

ただいまから議長の選挙を行います。立候補もしくは推薦等の御意見はございませんか。よろしいですか。

意見がないようでございますので、議会運営基準第 4 3 条の規定により、議長の選挙は投票により行います。

事務局に選挙の手順を説明させます。（「議長、ちょっと、立候補です」と呼ぶ者あり）

さきに言うたはずですけどね。（「ごめんなさい」と呼ぶ者あり）

皆さん、今のに賛同されますか。どうですか。

○議員（1 番 廣納 良幸君） 賛同じゃなしにやはり、聞きたい人も中にはおられるやろうから、立候補される方はとりあえず自分の思いをしゃべられたほうがいいんじゃないですか。

○臨時議長（安部 重助君） そない思うて今問いかけたんですけども。

なら順番に行かせていただきます。

それでは、もし立候補される方、挙手を願います。

藤原議員一人ですか。

そしたら私も一応挙手させていただきます。

それでは、議席順ということになりますので、私のほうから先に立候補の表明をさせていただきます。

○議員（2 番 安部 重助君） 不肖安部重助、このたびの神河町議会議長選挙において立候補を表明いたします。

今、地方議員に対し、市民、町民皆様からは大変厳しく目を向けられております。そのような中、地方自治体の自主自立がより一層求められることになり、議会の政策形成機能の充実と議会力が重要となっております。私たち議員の責務は大変重要な位置づけとなっているのは議員方々も共通の認識かと思えます。

議会は議決権と執行機関を監視、評価する 2 つの役割を持っております。議案の提案、

修正、意見書決議による議会意思の表明など、政策決定における大きな権限も有しております。いずれも議会に与えられた権限であり、最終的には議員個々の責任により判断し、議決がなされます。合議体である議会は、議員同士の議論によって地域の課題や民意の確認がなされ、これらの意見を調整しながら合意形成に至ることにより、多くの住民が納得できる政策を形成することができるのであります。

そういった中、議会改革の基本となるべき議会基本条例に基づき、議会の機能、権能の強化を図るとともに、住民自治の理念のもとで真のまちづくりのため、住民に納得していただける議会を目指して、真のリーダーとなれるよう頑張る所存でございます。

地方創生3年目を迎えておりますが、少子高齢化による人口減少、農林業の衰退、学校跡地の活用、重複施設の問題等、まだまだ課題が山積みであります。これらの問題にも議会として大きくかかわり、解決に責任を果たさなければなりません。

また、過去には兵庫県町議会議長会長の重責もあずかり、その職責を活用させていただき、県の幹部、国会議員、その他多くの人脈ともつながりができ、何か神河町にプラスとなるものはないか、積極的に活動もさせていただきました。

今回の選挙におきましても、支持者の皆様から、さらに積極的に行動を起こし、これまでの経験を生かし、神河町のために存分に汗をかけたの激励も受けております。これを受け、私自身、改めてその期待に応える覚悟で議長選に立候補させていただきました。どうか皆様方の御理解がいただければ幸いかと存じ、私の立候補の表明の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（安部 重助君） 続いて、藤原裕和議員、お願いします。演壇でお願いします。

○議員（9番 藤原 裕和君） 9番、藤原裕和でございます。皆さん、おはようございます。

ただいま神河町議会議長選について、私なりの立候補を決意をいたしております。その思いを述べさせていただきます。どうかよろしくお願いをいたします。神河町議会議長への私の思いということです。

今回の町会議員の選挙は、定数12名のところ16名という多くの方によって、大変厳しい選挙となりました。我々選挙戦を勝ち抜いた12名が本日ここに出席させていただいておるんですけども、この選挙戦を通じて涙をのまれました多くの町民の方々の思いも含めて、全ての神河町民に信頼される町議会というものを目指さなければならぬと思います。

選挙戦を通じては、いろいろ議会の今までのあり方というものも皆さんも耳にされたことでありましょう。この神河町の町の課題に対して、昨日の町長のお言葉でもあったんですけども、議会は政策をもってこの町を議会が切り開いて、私は先頭に立つ我々議員であるべきであろうという思いでおります。また、今回の議員個人のそれぞれの思い、また、新しく入られてこられました4名のそれぞれの新しいカラー、こういうもの

を思いますと、この12名が皆、百花繚乱のごとく、それぞれの12名の12色の議員の大きな花を4年に向けては咲かせていただきたいと、こういう思いであります。全ての議員がそれぞれの思いで選挙戦に臨まれて、公約なりを持って当選されてきたのですから、住民の負託に応えるべきこの12名、それぞれの思いを生かす議会運営も必要になろうと思います。こういう実績、4年たった時点で、もちろん次の選挙というものが4年後にはあるんですけども、このときに足跡をつけられて、実績を積み上げられるような町議会であらなければならないと強く思います。議員各位の賛同が得られればありがたいと思います。

少し長くなるんですけども、私なりの今現在の神河町議会の改革案というものを、ここ選挙が終わりましてから10日ほどですか、この間、何が一体この神河町議会に不足していることがあるのかということ、私も神河町誕生しての2回目から今まで、現在8年を先ほど立候補を表明されましたさきの安部議長体制のもとで、8年間ずっとそのもとで、要職にもつかせていただきながら働かせていただきました。そうした中で、やはり8年がたって、先ほどの安部体制の不足している部分というんか、そういうことをやはり改善を、改革をしていかなければ、この神河町が、議会が変わるということがやはり一番町政が変わるもとになろうと思うんです。ならば議員それぞれの思いというものも、私はこの際こういう場で立たせていただいて、自分の思いを皆さんに訴えをさせていただいております。その改革案の3項目をまとめましたので、順次改革案を説明をさせていただきます。皆さん、お手元にきょうの朝お配りをしました私の思いということの用紙をごらんになっていただいたら結構かと思えます。

神河町議会の改革案ということで、3項目の1つ目としましては、住民の皆様との距離を今まで以上にもっと縮めていきたいという思いであります。こうした中で、住民と一体化した生の声というものを聞ける仕組みを確立したい。こういうことは、さきの新田ふるさと村の住民の方々の思いというものも十分お聞きしないまま、委員会でああいう結論に、本会議でも至りました。昨年長谷におきます報告会においても、長谷住民の方々の思いというものが議会に何ら伝わっていない。声が全然響いてきてない。議会の飛び越えて町長のほうに、執行部のほうに行っていると。ここら辺が私は一番残念な思いであります。そうした中で、できるだけ住民の声、距離というものを間近に、議員それぞれ、議会それぞれが住民側に立って、それぞれ住民の声をお聞きし、そういう仕組みをつくり上げたいという思いであります。

そのためには、この議会報告会、先ほども言うたんですけども、これのもちろん充実もさせていただきたい。それから、町長懇談会というものが、町長が各集落を回られて住民の声を十分お聞きしておられる現状ではありますけれども、これをやはり議会という立場では、町長懇談会とは一線を引いて、そういう特色立ったものにしていかなければならないと思います。

それから、もう一つは、それぞれの区において、区の集会所とか隣保館とかにおいて、

住民の投書箱というものを、やはり議会宛ての投書箱ですので、そういうものも設置もしていったらどうかという思いもしております。

もう1点は、町長が中学2年生を相手に未来を語るという、そういうような事業をされております。我々、本来議会がそういう役目を担っておると強く思うんですけども、ならば中学生、高校生をこの議場に呼んで、中高生の若い方々の議会というものを、やはりこういうことも企画をしたらどうか。また、それこそ若者世代とか女性の、今問題になっております若い女性の方のこういう場での議会、また、年を少し追われておられるシニア世代の方によりますこの場の議場を利用してのシニア議会とか、そういうような新しい試みが各それぞれの市や町で行われております。こういうことが神河町議会の、これまでこういうことの取り組みはされていないんですけども、新しい試みを私はすべきであろうと、挑戦すべきであろうという思いであります。

それから、次に、2つ目の改革案としましては、町議会としては、威厳というものが保たなければならない中で、先ほども言いました。それぞれの議員の公約というものを大事にしなければいけないと思います。こういう個々の議員の公約をできるだけこの議会の中で協力できる部分は協力、それぞれ同僚議員、そういう同じ議員仲間ということで、できるだけ協力をして、それぞれの議員の公約をこの4年間に果たすと、こういう使命感も私は議会にあらうと思う。会派そのものはないんですけども、やはり少ない議員数なので、それぞれ選挙を通して公約をされておられる、そういう部分をできるだけ皆が一丸となって応援をして、公約を実現できるような協力体制も必要にならうと思う。

その一つには、この用紙に少し書いておりますいろいろな公共施設なんかの用地なんかの誘致、例えばそういう公共施設誘致、それから、長谷の報告会でもいろいろ問題もあったんですけども、JRについて、JRの通過列車とか、そういう部分で、やはりこの議会が住民さんの要望、そういう部分をもとにJRへの陳情活動、そういう部分も、これは私は代表した議長、副議長ではなくて、やはり議員全員でそういう陳情活動、要望活動をすべきであろうという思いであります。

それから、住民さんから強く要望の、私のほうにもいただいております播但道の高速料金の無料化とも言わないんですけども、できるだけ利用をしやすい形での料金の軽減化というものも、県にそういう陳情活動もすべきであろうと、こういう地の利の悪い神河町ですので、播但線のそういうJRへの要望・陳情活動とか、播但道のそういう陳情・要望活動を一丸となってすべきである。また、坂の辻トンネル等のトンネル化に向けたそういう要望、もちろんこれは県にですけども、そういう要望活動もすべきである。そういう思いであります。国に対しても、県に対しても、そういう部分でどんどん住民からの要望を受けとめて、県や国のほうに議員全員、住民を引き連れてでもやはり行くべきであろうと、そういう思いであります。住民と一つになって県にお願いをする。国にお願いをする。そういう活動が今求められておると私は強く感じます。

それから、3つ目としましては、私も合併後8年間を委員会等でも経験をさせていただいたんですけれども、少し足元ばかりを見た活動に終わっているように感じてなりません。以前、私は大河内議会、この議場でも経験させていただきました。以前の旧町のそういう議員さん、先輩の議員さんなんかの議員活動、委員会活動、そういう皆さんの、先輩の、亡くなられた方も大勢おられる。そういう方の教えもいろいろ受けたんですけれども、やはり足元ばかりではなくて、もっと1歩も2歩も先を見た、そういう何かスケールが大きい議員さんが大勢おられたようにも強く思うところであります。そういうところで、私は、それは足元の勉強も大事であります。しかしながら、この町の将来が暗いようなイメージであるところで、やはり我々議員がもっともっとうこういう先を見て、皆さんに、それこそ夢とまでは行かないんですけれども、元気づけられるような、そういう政策を勉強して行って、それはもちろん先進地の視察等も、これはやはり他を見て、自分とこばかりではだめなので、いろいろ先進町なんかの勉強もすべきである。今までの8年の議員生活の中で、余りそれは実施をされなかった。むしろ旧大河内の議員時代のほうが町の執行部と一緒にあって取り組みを、先進地とか、勉強させていただいた。同じテーブルで政策を推し進めたような記憶もあります。昔のことはなんですけれども、こういう今現在の神河町の議会の運営のあり方が、足元ばかりを見詰めて、何か住民に本当に期待をされておらないような気もいたします。

そういうことで、私はいろいろ、きょうこういう場に立たせていただいておりますけれども、この中で、やはり研修テーマというのは、もちろん過疎対策、人口減少、若者対策、高齢者の交通対策、農業特区、医療の関係、小学校等の今の抱えておる問題、いろいろ障害者のそういう施設、これは当面の何とかやっつけていかない課題であろう。もちろん選挙を通じて、若い方のここで、神河町で住み続けて、働く場の確保というもんがやはり一番になろうと。こういうことが、やはり議員は汗をかいて企業回りでもするぐらいの、前の一般質問でどなたかのそういう声もあったんですけれども、委員会室で執行部の説明だけ聞いて、そういうようなやり方では私はだめである。やはり一步役場を出て議員が汗をかくと、こういう姿を住民が見て、そういう姿がやはり神河町議会を住民の方々が、よくやっておると、議会、そういう思いも住民の方に、我々、住民の方から選ばれてここへ立っておる以上は、そういう住民の方の、皆さんに神河町議会を高く評価をしていただけるようにしなければならないと私は思います。すなわち実行しなければなりませんね。いろいろ批判とか、そんなんばかりをしてもだめでありまして、1に実行、2に実行であります。仕事、足跡を残すような議会活動、議員活動、神河町議会の発展がこの町の発展につながると私は強く思います。こういう思いでありますので、その先頭に立ちたいという考えであります。

以上、長々と説明をいたしました。議員各位の御支援をよろしく願いをいたします。どうもありがとうございます。

○臨時議長（安部 重助君） 立候補の意思表示が終わりましたので、事務局に選挙の方

法を説明させます。

ここで暫時休憩いたします。

午前 9 時 3 7 分休憩

午前 9 時 3 9 分再開

○臨時議長（安部 重助君） これより議長の選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

会議規則第 2 8 条の規定より、議場を閉鎖いたします。事務局、閉鎖してください。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（安部 重助君） ただいまの出席議員数は 1 2 名であります。

お諮りいたします。会議規則第 3 2 条第 2 項の規定により、立会人に 1 番、廣納良幸議員、3 番、澤田俊一議員を指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（安部 重助君） 御異議なしと認めます。よって、立会人に 1 番、廣納良幸議員、3 番、澤田俊一議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

事務局、投票用紙を議席に配付してください。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（安部 重助君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（安部 重助君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（安部 重助君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が仮議席番号と氏名を呼び上げますので、順次、投票用紙に被選挙人の氏名を記載台で記載の上、投票を願います。

事務局長、点呼してください。

〔事務局長点呼、議員投票〕

1 番 廣納 良幸君 2 番 安部 重助君 3 番 澤田 俊一君
4 番 小寺 俊輔君 5 番 吉岡 嘉宏君 6 番 小島 義次君
7 番 松山 陽子君 8 番 藤森 正晴君 9 番 藤原 裕和君
10 番 栗原 廣哉君 11 番 三谷 克巳君 12 番 藤原 日順君

○臨時議長（安部 重助君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（安部 重助君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたしました。

引き続き開票を行います。1番、廣納良幸議員、3番、澤田俊一議員、立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議会事務局長（坂田 英之君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票ゼロ。

有効投票のうち、安部議員9票。以下、省略いたします。以上のおりでございます。

○臨時議長（安部 重助君） この選挙の法定得票数は3票であります。よって、安部重助議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（安部 重助君） ただいまの選挙の結果、議長に当選しました私、安部重助、議会規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

○議員（2番 安部 重助君） それでは、議長として、私から改めて御挨拶を申し上げます。

先ほど議長立候補の表明もさせていただき、その内容につきましてもいろいろと御報告させていただきました。今後は、それに基づき、一生懸命頑張り、この責務を全うしたいと思いますので、私以外の議員の方々の御協力をよろしくお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。

○臨時議長（安部 重助君） 以上で臨時議長としての職務は終わりました。

初議会冒頭における重責を無事遂行できましたことは、議員皆様方の御協力によるものと深く感謝いたします。ありがとうございました。

ここで暫時休憩いたします。

午前 9時55分休憩

午前10時15分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

日程第1 副議長の選挙

○議長（安部 重助君） 日程第1は、副議長の選挙でございます。

ただいまから副議長の選挙を行いますが、立候補もしくは推薦等の御意見はございませんか。

意見がないようでございますので……（発言する者あり）

廣納議員。（「ほかないの」と呼ぶ者あり）

今のところないです。

ちょっと待ってくださいよ。ほかありますか。

藤原日順議員。2名ね。

ただいま立候補の意思表示という意見がありましたが、立候補の意思表示をすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ございませんので、立候補される方の意思表示をお願いいたします。

念のため申し上げます。この選挙についての被選挙権は、議長を除く議員全てにございます。

意思表示については、仮議席の順番で行っていただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 異議なしと認めます。立候補の意思表示は仮議席の順で行っていただきたいと思います。

それでは、仮議席の順により、廣納良幸議員から演壇でお願いいたします。

○議員（1番 廣納 良幸君） 1番、廣納でございます。このたびは4名の新しい議員が誕生したということで、新しく議会が変わるのであろうなというような期待を持ったわけでございますけれども、会派はございませんけれども、ある程度のそういう意味での情報等々を集めますと、続投というか、そういうような形が見えてきましたので、ちょっと残念やなど。勇退された2人の議員、それと、やはり議員は続けられるけれども、新たな方にまた職務を譲るというのも大切ではないかということをおも考えたわけでございます。私個人的には、発表があったときに、今度は2番の方が議長になれるんやなど、どういう対戦でいこうかなと思っておったわけでございますけれども、るるお話を聞いておきますと、立候補したいという方がおられましたので、それはそれで結構だということで現在に至っておるわけでございますけれども、やはり相当の期間というか、何と申しましょうか、それぞれの新しい12人の議員が誕生したということは、12人の店主が生まれたということでございますから、それぞれの意思を持って議会に向かわなければならない。これは責任は個々にありますので、それは皆さん覚悟されていると思うんですけれども、それを取りまとめるのがやはり議長、副議長、それらに各常任委員長というやいなやゆる役目があるわけでございますけれども、そういう意味からしても、均衡といいましょうか、バランスといいましょうか、そういう意味でもこれは私も立候補したいほうがいいんじゃないか、バランスをとるためにも、そういう意味で立候補させていただきました。政策については述べませんけれども、やはり新しい神河町議会がスタートしたんだという姿を見せたかったわけでございますけれども、

今もう決定いたしましたので、それはそれでまた新しい役職が新たな方でやられると思いますので、それはそれで見せていけるのではないかと考えておりますので、それは期待しております。そういう意味において、私はバランスを保つためにも副議長という職に立候補いたしましたわけでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 続いて、藤原日順議員、演壇でお願いいたします。

○議員（12番 藤原 日順君） 副議長選挙に立候補いたしました12番、藤原でございます。今の神河町は非常に、少子高齢化問題を初め、たくさんの問題を抱えております。浅学非才の身ではありますが、安部議長をしっかりと支えて、神河町の町政の発展のために、円滑かつ慎重な議会運営を通して適正妥当な結論が得られるように、精いっぱい副議長として務めてまいりたいというように思いますので、皆様の御支援、御理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（安部 重助君） 立候補の意思表示が終わりました。

それでは、議長選挙と同様の手順で副議長選挙に入ります。

これより副議長の選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

会議規則第28条の規定より、議場を閉鎖いたします。事務局、閉鎖してください。

〔議場閉鎖〕

○議長（安部 重助君） ただいまの出席議員数は12名であります。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に廣納良幸議員、澤田俊一議員を指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議なしと認めます。よって、立会人に廣納良幸議員、澤田俊一議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○議長（安部 重助君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（安部 重助君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が仮議席番号と氏名を呼び上げますので、順次、投票用紙に被選挙人の氏名を記載台で記載の上、投票を願います。

事務局長、点呼してください。

〔事務局長点呼、議員投票〕

1 番 廣納 良幸君 2 番 安部 重助君 3 番 澤田 俊一君
4 番 小寺 俊輔君 5 番 吉岡 嘉宏君 6 番 小島 義次君
7 番 松山 陽子君 8 番 藤森 正晴君 9 番 藤原 裕和君
10番 栗原 廣哉君 11番 三谷 克巳君 12番 藤原 日順君

○議長（安部 重助君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

引き続き開票を行います。廣納良幸議員、澤田俊一議員、立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（安部 重助君） 事務局長、選挙の結果を報告してください。

○議会事務局長（坂田 英之君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12 票、有効投票 12 票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち、藤原日順議員 8 票。以下、省略いたします。以上のとおりでございます。

○議長（安部 重助君） この選挙の法定得票数は 3 票であります。よって、藤原日順議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（安部 重助君） ただいま副議長に当選されました藤原日順議員が議場におられますので、本席より会議規則第 33 条第 2 項の規定により告知いたします。

藤原日順副議長、当選挨拶を演壇でお願いいたします。

○議員（12番 藤原 日順君） 12 番、藤原日順でございます。先ほどの副議長の所信表明、副議長立候補の所信表明で申し上げましたとおり、副議長として安部議長をしっかりと支えてまいりたいというように思いますので、皆様の御協力をよろしく申し上げます。

○議長（安部 重助君） ここで暫時休憩いたします。

午前 10 時 36 分休憩

午前 10 時 53 分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

日程第 2 議席の指定

○議長（安部 重助君） 日程第2、議席の指定でございます。

議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長から指定いたします。

1番議席、廣納良幸議員、2番議席、三谷克巳議員、3番議席、澤田俊一議員、4番議席、小寺俊輔議員、5番議席、吉岡嘉宏議員、6番議席、小島義次議員、7番議席、松山陽子議員、8番議席、藤森正晴議員、9番議席、藤原裕和議員、10番議席、栗原廣哉議員、11番議席、藤原日順議員、12番議席、安部重助議員、以上でございます。ただいまのとおり議席を指定いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時10分といたします。

午前10時54分休憩

午前11時11分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（安部 重助君） 日程第3、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長から指名いたします。

1番、廣納良幸議員、2番、三谷克巳議員、以上2名を指名いたします。

日程第4 会期の決定

○議長（安部 重助君） 日程第4、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時12分休憩

午前11時35分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

日程第5 常任委員会委員の選任

○議長（安部 重助君） 日程第5、常任委員会委員の選任を議題といたします。

常任委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、議長から指名いたします。

まず、総務文教常任委員会の委員に、廣納良幸議員、澤田俊一議員、吉岡嘉宏議員、

小島義次議員、松山陽子議員、栗原廣哉議員、三谷克巳議員、藤原日順議員、以上 8 名といたします。それから、民生福祉常任委員会の委員に、廣納良幸議員、安部重助議員、澤田俊一議員、小寺俊輔議員、小島義次議員、松山陽子議員、藤森正晴議員、藤原裕和議員、以上 8 名です。それから、産業建設常任委員会の委員に、安部重助議員、小寺俊輔議員、吉岡嘉宏議員、藤森正晴議員、藤原裕和議員、栗原廣哉議員、三谷克巳議員、藤原日順議員、以上 8 名となっております。以上のとおり各常任委員会委員に指名いたします。

ここでお諮りいたします。ただいま指名いたしましたとおり、それぞれの常任委員会の委員に選任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員会委員は、議長指名のとおり選任されました。

なお、常任委員会の委員長、副委員長は、委員会条例第 9 条第 2 項の規定によって、それぞれの委員会で互選することになっておりますので、よろしく願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前 11 時 38 分休憩

午後 1 時 30 分再開

○議長（安部 重助君） 再開いたします。

ただいま各常任委員会が開催され、正副委員長の互選がなされておりますので、御報告申し上げます。

総務文教常任委員会の委員長に三谷克巳議員、副委員長に澤田俊一議員、民生福祉常任委員会の委員長に松山陽子議員、副委員長に廣納良幸議員、産業建設常任委員会の委員長に藤森正晴議員、副委員長に栗原廣哉議員、以上のとおりそれぞれ互選されておりますので、御報告申し上げます。

ここで暫時休憩いたします。

午後 1 時 30 分休憩

午後 1 時 40 分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

日程第 6 議会運営委員会委員の選任

○議長（安部 重助君） 日程第 6、議会運営委員会委員の選任を議題とします。

選任については、委員会条例第 8 条第 4 項の規定により、議長から指名いたします。

議会運営委員会の委員に、廣納良幸議員、藤原日順議員、三谷克巳議員、松山陽子議員、藤森正晴議員、以上 5 名を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名いたしました5名を議会運営委員会の委員に選任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、議会運営委員会委員は、議長指名のとおり選任されました。

なお、議会運営委員会委員の委員長、副委員長は、委員会条例第9条第2項の規定により、委員会で互選することになっていきますので、よろしく願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後1時40分休憩

午後1時45分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

ただいま議会運営委員会が開催され、正副委員長の互選がなされておりますので、御報告申し上げます。

委員長に廣納良幸議員、副委員長に三谷克巳議員、以上のとおり互選されておりますので、御報告申し上げます。

ここで暫時休憩いたします。

午後1時45分休憩

午後1時48分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

日程第7 特別委員会の設置及び委員の選任

○議長（安部 重助君） 日程第7、特別委員会の設置及び委員の選任を議題とします。

特別委員会の設置については、広報公聴活動調査特別委員会、人権文化推進特別委員会、公立神崎総合病院北館改築事業調査特別委員会、以上3つの特別委員会の設置要綱をお手元に配付いたしています。

お諮りします。広報公聴活動調査特別委員会を設置要綱のとおり設置することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、お手元に配付いたしております設置要綱のとおり、広報公聴活動調査特別委員会を設置することに決定しました。

続いてお諮りします。人権文化推進特別委員会を設置要綱のとおり設置することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、お手元に配付いたしてお

ります設置要綱のとおり、人権文化推進特別委員会を設置することに決定しました。

続いてお諮りします。公立神崎総合病院北館改築事業調査特別委員会を設置要綱のとおり設置することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、お手元に配付いたしております設置要綱のとおり、公立神崎総合病院北館改築事業調査特別委員会を設置することに決定しました。

続いて、ただいま設置いたしました特別委員会委員の選任を行います。

選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、議長から指名いたします。

広報公聴活動調査特別委員会の委員に、3番、澤田俊一議員、5番、吉岡嘉宏議員、6番、小島義次議員、9番、藤原裕和議員、10番、栗原廣哉議員、11番、藤原日順議員、以上6名といたします。

人権文化推進特別委員会の委員に、1番、廣納良幸議員、2番、三谷克巳議員、4番、小寺俊輔議員、7番、松山陽子議員、8番、藤森正晴議員、以上5名を委員に指名いたします。

公立神崎総合病院北館改築事業調査特別委員会の委員に、廣納良幸議員、三谷克巳議員、澤田俊一議員、小寺俊輔議員、吉岡嘉宏議員、小島義次議員、松山陽子議員、藤森正晴議員、藤原裕和議員、栗原廣哉議員、藤原日順議員、以上11名を委員に指名いたします。

ここでお諮りします。ただいま指名いたしましたとおり、各特別委員会の委員に選任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、各特別委員会の委員は、議長指名のとおり選任されました。

なお、特別委員会の委員長、副委員長は、委員会条例第9条第2項の規定により、それぞれの委員会で互選することになっていますので、よろしく願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後1時52分休憩

午後2時11分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

ただいま各特別委員会が開催され、正副委員長の互選がなされておりますので、御報告申し上げます。

広報公聴活動調査特別委員会の委員長に吉岡嘉宏議員、副委員長に小島義次議員、人権文化推進特別委員会の委員長に廣納良幸議員、副委員長に小寺俊輔議員、公立神崎総合病院北館改築事業調査特別委員会の委員長に藤原裕和議員、副委員長に小島義次議員、

以上のとおりそれぞれ互選されておりますので、御報告申し上げます。

日程第 8 一部事務組合議会議員の選挙

○議長（安部 重助君） 日程第 8、一部事務組合議会議員の選挙であります。

これより中播衛生施設事務組合議会議員、中播北部行政事務組合議会議員及び中播農業共済事務組合議会議員選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議なしと認めます。地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にすることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、各一部事務組合議会議員は、議長より指名することに決定しました。

中播衛生施設事務組合議会議員に松山陽子議員と私の 2 名、中播北部行政事務組合議会議員に松山陽子議員、藤原日順議員と私の 3 名、中播農業共済事務組合議会議員に藤森正晴議員と私の 2 名、以上のとおり指名いたします。

お諮りします。ただいま指名いたしましたとおり、各一部事務組合議会議員の当選人と決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、松山陽子議員と私が中播衛生施設事務組合議会議員に、松山陽子議員、藤原日順議員と私が中播北部行政事務組合議会議員に、藤森正晴議員と私が中播農業共済事務組合議会議員に当選いたしました。

会議規則第 33 条第 2 項の規定により、それぞれの議員が議場におられますので、告知いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は 2 時 40 分といたします。

午後 2 時 14 分休憩

午後 2 時 40 分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

先ほどの議長選挙におきまして、私、議長の重責を担うことになりました。議員各位のお力添えと御協力をお願いしますとともに、町長以下執行部の方々の御指導も賜りながらこの重責を全うしたいと思いますので、よろしく願いいたしまして、就任の挨拶とさせていただきます。

それでは、議会構成を発表させていただきます。

副議長に藤原日順議員、総務文教常任委員長に三谷克巳議員、副委員長に澤田俊一議員、民生福祉常任委員長に松山陽子議員、副委員長に廣納良幸議員、産業建設常任委員長に藤森正晴議員、副委員長に栗原廣哉議員、議会運営委員長に廣納良幸議員、副委員長に三谷克巳議員、広報公聴活動調査特別委員長に吉岡嘉宏議員、副委員長に小島義次議員、人権文化推進特別委員長に廣納良幸議員、副委員長に小寺俊輔議員、公立神崎総合病院北館改築事業調査特別委員長に藤原裕和議員、副委員長に小島義次議員、以上のとおりです。よろしくお願いいたします。

これより議案の審議に入ります。

日程第9 報告第4号

○議長（安部 重助君） 日程第9、報告第4号、専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）を議題といたします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第4号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）でございます。町長の専決処分事項の指定についての規定に基づき、本年2月22日に発生した公用車の対物事故について示談が成立したものを専決処分させていただいたものです。

以上が報告理由並びに内容でございます。

なお、詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。それでは、報告第4号につきまして、お手元の専決処分書により御説明を申し上げます。

事故発生日は平成30年2月22日木曜日、午後3時45分ごろで、事故発生場所は神河町上小田881番146、ホテルリラクシア敷地内駐車場でございます。事故概要は、ホテルリラクシアの指定管理業者職員が運転する公用車、いわゆる町有車両（甲）が駐車場から出るために車両をバックさせた際に、後方に駐車中であった相手方車両（乙）に衝突させたものでございます。事故の責任割合は、後方不注意により駐車中の相手方車両に衝突させたことにより発生していることから、町有車両（甲）が100%、相手方車両（乙）が0%となります。相手方は神崎郡福崎町に配送センターがある運送会社の女性社員であり、損害賠償額は11万3,400円で、示談成立日は平成30年3月28日、賠償金支払い日は平成30年4月20日でございます。

以上が報告第4号の詳細説明でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

廣納議員。

○議員（1番 廣納 良幸君） もう少し、名前がどこのだれべえとは問いませんが、どれぐらいの年齢の方で、いわゆるずっと長くそこに、リラクシアに開設以来勤められているのか、要するに注意の度合いが違いかもわかりませんので、もう少し加害者の内容いうんですか、そこら辺が言えるところまでお願いします。

○議長（安部 重助君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） しばらくお待ちください。

総務課、日和でございます。加害者の状況ということでございますが、その運転者につきましては、ホテルリラクシアの指定管理で入っておりますマックアースの社員ということでございます。年齢につきましては、現在資料を確認中でございますが、現在のところ確認がとれない状況でございます。大変申しわけございませんが、年齢については後ほど……。申しわけございません。年齢につきまして御報告をさせていただきます。運転者につきましては、36歳の男性というところでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、ないようでございますので、質疑を終結します。

報告第4号については、以上のとおりでございます。よろしく御了承のほどをお願いいたします。

日程第10 第48号議案

○議長（安部 重助君） 日程第10、第48号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第48号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町税条例等の一部を改正する条例）でございます。平成30年3月30日に地方自治法第179条第1項の規定によって専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によって議会に報告し、承認を求めるものでございます。

改正の理由は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する

省令が平成30年3月30日にそれぞれ公布され、いずれも原則として平成30年4月1日から施行されることとされましたことに伴いまして、神河町税条例等の一部を改正する条例を同日付で専決処分したものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、税務課長から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

和田税務課長。

○税務課長兼滞納整理特命参事（和田 正治君） 税務課、和田でございます。それでは、第48号議案の説明をさせていただきますので、新旧対照表をごらんください。

このたび、現下の経済情勢を踏まえ、地方創生の推進の基盤となる地方における税財源確保等を重点に、税制改正による各種の法律が3月末に公布をされました。これらの改正に伴い、今回、神河町税条例等の一部を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表、1ページからでございます。第20条につきましては、第48条及び第52条の改正に伴う所要の規定の整備でございます。

次に、2ページでございます。第23条につきましては、第1項においては、規定の整備を行い、文言の変更を行っております。第3項では、人格のない社団等について、電子申告義務化に係る規定を適用しないことと定めております。

次に、第24条につきましては、第1項においては、障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する非課税措置の所得要件の引き上げを行っております。具体的には、125万円から135万円に引き上げております。第2項においては、控除対象配偶者の定義の変更と均等割非課税限度額の引き上げを行っております。

次に、第31条につきましては、所要の規定の整備で、文言の変更をしてございます。

3ページをお願いいたします。第34条の2につきましては、基礎控除額に所得要件を付す改正でございます。

次に、第34条の6につきましては、調整控除額に所得要件を付す改正でございます。

次に、4ページをお願いいたします。4ページ中ほどからになります。第36条の2につきましては、第1項において、年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件の見直しを行っておりまして、年金所得者に係る配偶者特別控除の申告を不要とするものでございます。第2項から第9項につきましては、規定の整備を行っておるのみでございます。

次に、6ページ中ほどをお願いいたします。第47条の3及び第47条の5につきましては、同じく規定の整備を行っております。

7ページ中ほどになります。第48条につきましては、第2項及び第3項において、租税特別措置法第66条の7及び第68条の91並びに同法第66条の9の3及び第68条の93の3の規定の適用を受ける場合、控除すべき額を法人税割額から控除するこ

とを規定しており、第10項から第12項では、大法人、いわゆる資本金1億円以上の法人を指しておりますが、それらに対する申告書の電子情報処理組織による提出義務について規定をいたしております。その他の項につきましては、規定の整備並びに項ずれによるものでございます。

次に、10ページ中ほどをお願いいたします。第52条の改正につきましては、納期限の延長の場合の延滞金についてでございます。申告した後に減額更正がされ、その後さらに増額更正等があった場合には、増額更正等による納付すべき税額、その申告により納付すべき税額に達するまでの部分に限りませんが、そのうち延長後の申告期限前に納付がされていた部分は、その納付がされていた期間を控除して計算することとした規定でございます。

次に、12ページをお願いいたします。第92条の改正につきましては、製造たばこの区分を新たに創設したものでございます。加熱式たばこを追加してあります。

次に、第92条の2の改正につきましては、条ずれによるもので、条文の変更はございません。

次に、第93条の2の改正につきましては、加熱式たばこの喫煙用具で加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品またはこれらの混合物を充填したもので、日本たばこ産業株式会社または加熱式たばこの喫煙用具を製造する特定販売業者から委託を受けて製造する者等が総務省令で定める者により売り渡し、消費等または引き渡しがされたもの及び輸入したのものについては、製造たばことみなすこととする規定でございます。

次に、第94条の改正につきましては、加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法について、重量と価格を紙巻きたばこに換算する方式とする等の規定の整備でございます。平成30年10月1日から5年間で段階的に移行させることといたしております。次年度以降の定めにつきましては、第2条による改正以降、第5条による改正において規定をいたしております。

次に、15ページをお願いいたします。第95条の改正につきましては、たばこ税の税率を改正しており、平成30年10月1日から3段階で引き上げるものでございます。

第96条の改正につきましては、92条の条ずれに伴う措置でございます。

次に、第98条の改正につきましては、第94条において定義語を置いたことによる規定の整備でございます。

次に、16ページをお願いいたします。16ページ中ほどからになります。附則第3条の2の改正につきましては、第48条及び第52条の改正に伴う所要の規定の整備を行っております。

17ページでございます。附則第4条の改正につきましては、第52条の改正に伴う所要の規定の整備を行っております。

17ページ下ほどから18ページにかけてですが、附則第5条の改正につきましては、所得割の非課税限度額を引き上げる改正でございます。

18ページをお願いいたします。附則第10条の2の改正につきましては、法律改正にあわせての改正と項ずれによる改正でございます。非常にわかりづらいかと思っておりますので、上がっている部分について説明をさせていただきます。

第3項につきましては、危害防止のための施設で、下水への放流水除害施設を指しております。第7項から第9項につきましては、津波に関する避難施設でございます。第10項から第11項につきましては、指定避難施設における償却資産を指しております。第14項から第21項につきましては、再生エネルギー関連を上げておまして、14項につきましては水力発電、第15項は地熱、第16項はバイオマス、17項は太陽光、18項は風力、第19項につきましては14項以外の水力、20項につきましては15項以外の地熱、21項につきましては同じくバイオマスでございます。第26項につきましては、生産性向上特別措置法による認定先端設備等導入計画に従って平成30年から3年間の間に取得をした先端設備等に対して非課税とするものでございます。第27項はサービスつき高齢者向け住宅を指しております。

次に、附則第10条の3の改正につきましては、第3項から第11項までは政令の改正等により規定の整備を行ったものでございます。第12項においては、改修実演芸術公演施設に対する固定資産税、都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について定めたものでございます。

次に、23ページをお願いいたします。附則第11条から第17条の2までの改正につきましては、法律改正にあわせて改正を行っており、固定資産税における特例につきまして、期間の延長を行ったものでございます。

少し飛びますが、32ページをお願いいたします。平成27年改正条例附則第6条の改正についてでございます。平成27年度において改正をいたしました旧3級品の紙巻きたばこに係る税率の経過措置について、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率を平成31年9月30日まで適用するとの改正でございます。

以上が改正部分ですが、なお、この条例は、原則平成30年4月1日から施行するものでございますが、ただし、各条文ごとの施行期日につきましては、附則において定めておるところでございます。

また、別紙に改正概要をつけさせていただいております。その中で施行日等も記載をさせていただいておりますので、参考にしていただきたいと思います。

以上、第48号議案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 5番、吉岡です。確認の意味で質問をします。加熱式たばこの件です。加熱式たばこが増税をされることになりましたと。それは30年10月

1日から5年かけて段階的に上がりますよ。そしてそれとは別に、現行のたばこ税も30年10月1日から3段階で上がりますよ。税金が上がると。このことについて、今回の補正にはのってませんけども、10月以降ということで、今後、例えば3月補正で増収があったものはきちんと税収確保ということで補正があるのかなと思ってますけども、その確認でございます。税務課長、お願いします。

○議長（安部 重助君） 和田税務課長。

○税務課長兼滞納整理特命参事（和田 正治君） 税務課、和田でございます。その点につきましては、ここ昨今のたばこ税の増減を見ますと、少し減っていったような状態がございます。以前にたばこ税の大きな改正がありまして、税率が大幅に上がった折には下がるのかなというような部分もございましたが、非常に安定したような形で推移をしておりました。ここに至って少し減ってきているような状態でございます。

今回の改正をいたしましたことで、どういった増減ぐあいになるのかなというところにつきましては、実際の施行日以降の動向を見まして、できるだけ早い時点で補正をせねばならん部分については補正をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございます。討論を終結します。

これより第48号議案を採決します。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第48号議案は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第11 第49号議案

○議長（安部 重助君） 日程第11、第49号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第49号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）でございます。平成30年3月30日に地方自治法第179条第1項の規定によって専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によって議会に報告し、承認を求めるものでございます。

改正の理由は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成30年3月30日にそれぞれ公布され、いずれも原則として平成30年4月1日から施行されることとされましたことに伴いまして、神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を同日付で専決処分したものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、税務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

和田税務課長。

○税務課長兼滞納整理特命参事（和田 正治君） 税務課、和田でございます。それでは、第49号議案の説明をさせていただきます。町税条例と同じく、新旧対照表によりまして説明をさせていただきます。

今回の国民健康保険税条例の一部改正でございますが、地方税法の一部を改正する法律など一連の法改正がされたことによりまして、昨年度に引き続き、低所得者への軽減制度の拡充を図ることが主な改正点となっております。

それでは、新旧対照表の1枚目でございます。第2条につきましては、第1項において、課税額の定義の変更を行い、基礎課税分、いわゆる医療費部分でございます。後期高齢者支援金分、介護納付金分をそれぞれ明確に立て分ける改正でございます。第2項以降はそれに伴う規定の整備を行っております。また、第2項において、基礎課税分の課税限度額を54万円から58万円に引き上げを行っております。

次のページをおめくりください。第5条の2につきましては、法律の改正にあわせて一部文言を削除しております。

第21条につきましては、低所得世帯の軽減措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更でございます。被保険者及び特定同一世帯所属者の人数に乘じます所得額の変更でございます。具体的には、同条第2号中の5割軽減世帯につきましては27万円から27万5,000円に、同条第3号中の2割軽減世帯につきましては、49万円から50万円に引き上げるものでございます。

次に、第22条の2につきましては、マイナンバーによる情報連携により把握できるのであれば、雇用保険受給資格証明書の提示が不要になるとの改正でございます。この部分につきましては、特例対象被保険者に係るところでございまして、いわゆる解雇、

倒産による失業者の部分でございます。

なお、この条例は、平成30年4月1日から施行し、改正後の規定につきましては、平成30年度以後の年度分に適用をいたします。

以上、第49号議案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第49号議案を採決します。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第49号議案は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第12 第50号議案

○議長（安部 重助君） 日程第12、第50号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成29年度神河町一般会計補正予算（第10号））を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第50号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成29年度神河町一般会計補正予算（第10号））でございます。平成30年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定によって専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によって議会に報告し、承認を求めるものでございます。

本議案は、補正予算（第9号）以降、補正要因の生じたものについて専決いたしました。

補正の主なものといたしましては、繰越明許費補正では、翌年度への繰り越し事業として2つの事業を追加、歳入では、地方譲与税を初めとして額の確定によりそれぞれ増減いたしております。なお、歳出の補正はございません。これらによります歳入歳出予

算の総額は変更ございません。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。（「議長、ちょっと異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（安部 重助君） 説明の後ではいけませんか。詳細説明の後。（「説明の前をお願いいたします」と呼ぶ者あり）

藤原裕和議員。

○議員（9番 藤原 裕和君） 9番、藤原でございます。ただいま町長のほうから繰越明許費の補正の説明も少しいただきました。実はこの議員の中で観光施設にかかわる方がおられます。そういう方がこの審議に加わるということが一体どうなのかという部分で、私はおかしいと思うんですけれども、退席を議長のほうの判断でお願いをしたいと思います。よろしくをお願いいたします。（「議長、暫時休憩を求めます」と呼ぶ者あり）

○議長（安部 重助君） 暫時休憩をいたします。

午後 3 時 1 4 分休憩

午後 3 時 2 2 分再開

○議長（安部 重助君） 休憩を解きます。再開します。

改めまして、総務課、児島財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。それでは、第 5 0 号議案の詳細説明をいたします。

4 ページ、第 2 表、繰越明許費補正をお開きください。1、繰越明許費の追加でございます。6 款商工費、1 項商工費、観光施設等管理事業（観光施設ヨーデルの森改修工事）8 7 0 万円でございます。これにつきましては、ヨーデルの森の施設の下水処理について、大山浄化センターへの接続工事を閑散期である 2 月に着手予定で進めておりましたが、動物の汚水処理方法などの方策とその検討協議、そしてその結果を踏まえた地元区への説明、調整等に時間を要したことにより、年度内執行ができなかった工事費を翌年度に繰り越しして実施をするものでございます。

続きまして、1 3 款災害復旧費、3 項その他公共施設・公用施設災害復旧費、観光施設災害復旧事業（かんざき大黒茶屋修繕復旧工事）4 4 4 万 1, 0 0 0 円でございます。これにつきましては、昨年の台風 2 1 号で被災したものでございまして、ヨシぶき屋根の修繕復旧というところで、特殊な作業であることから、契約後すぐに職人の確保等工程の調査を行ってまいりましたが、職人の確保に時間を要したことにより、年度内執行ができなかった工事費を繰り越しして実施をするものでございます。

続きまして、5 ページをお願いいたします。第 3 表、地方債補正、1、地方債の変更でございます。4、農業施設整備事業、これにつきましては、道の駅整備事業でござい

まして、140万円増額の限度額を3,390万円にするものでございます。これにつきましては、過疎債でございまして、過疎債の同意を得て配分を受けている額の範囲内で増額をいたすものでございます。

続きまして、16、観光施設災害復旧事業、これにつきましては、630万円減額の限度額をゼロ円にするものでございます。これにつきましては、台風21号で被災した水車公園、モンテ・ローザ、大黒茶屋の修繕、復旧事業というところで、災害復旧事業債を申請をしておりましたけども、台風21号の風台風というところで、その被害の状況で、平均風速15メートル以上を示す証拠書類と申しますか、データを出さなければならなかったわけですが、その神河町のデータが提出ができなかったということから、今回は対象となりませんでした。県下まとめて県の市町振興課が近畿財務局とヒアリングをする中で、他市町においてもそのような状況で起債が認められなかったという状況になってございます。これによりまして、490万円を減額して、限度額の総額を14億1,357万6,000円にするものでございます。

続きまして、7ページをお開きください。2、歳入。2款地方譲与税、1項揮発油譲与税43万1,000円の増額でございます。これにつきましては、揮発油税と地方道路税の国税二税がございまして、そのうち42%が市町村道の延長、そして面積に応じて交付されるものでございまして、譲与税の確定により増額をいたすものでございます。2項自動車重量譲与税163万円の増額、これにつきましては、自動車車検証の交付時に自動車の重量によりそれぞれ課税されるものでございまして、市町村にそれぞれ交付されるもので、譲与額の確定により今回増額をいたすものでございます。

3款利子割交付金85万7,000円の増額でございます。預貯金の利子の5%相当が県民税利子割として課税をされております。その収納額から事務費相当分を控除した残りの5分の3が各市町に県民税の割合に応じて配分をされるというところで、今回交付額の確定により増額をいたすものでございます。

4款配当割交付金17万9,000円の増額、5款株式等譲渡所得割交付金422万2,000円の増額でございます。これにつきましては、上場株式の配当並びに譲渡益に対してそれぞれ5%が県民税配当割、そして県民税株式等譲渡所得割として課税をされております。それぞれの市町への配分割合は、先ほど申しました利子割交付金と同様でございまして、交付額の確定により増額をいたすものでございます。

6款ゴルフ場利用税交付金132万1,000円の減額でございます。これにつきましては、ゴルフ場の利用税として県民税が課税をされております。その10分の7に相当する額が各市町に交付されるもので、交付額の確定により減額をいたすものでございます。

7款地方消費税交付金104万8,000円の減額でございます。これにつきましては、消費税8%のうち1.7%が地方消費税というところで、そのうち2分の1が各市町の人口等により交付をされるもので、今回、交付額の確定によりそれぞれ増減をいたすもの

でございます。そのうち従来の5%相当分は地方消費税交付金ということで入ってきます。それが12万9,000円の増額。そして5%から8%に引き上げられた3%相当分に係るところが社会保障財源交付金として入ってきます。その部分が117万7,000円の減額でございます。

続いて、8ページをお願いいたします。8款自動車取得税交付金453万5,000円の増額でございます。自動車の取得に対して県税として自動車取得税を課税をされております。その10分の7相当が各市町の道路の延長、面積に応じて交付されるもので、交付額の確定により増額をいたすものでございます。

10款地方交付税1億6,045万8,000円の増額でございます。これにつきましては、特別交付税でございまして、3月定例会最終日に町長より報告があったとおり、交付額の確定により増額をいたすものでございます。これによりまして、特別交付税は平成29年度分として6億20万円が交付されたということでございます。

11款交通安全対策特別交付金48万9,000円の減額でございます。これにつきましては、交通安全対策を推進する施策の一環ということで、道路交通法に定める交通違反の反則金を原資に、それぞれ各市町における交通事故の件数に応じて交付されるもので、交付額の確定により減額をいたすものでございます。

18款繰入金、2項基金繰入金、6目財政調整基金繰入金1億6,319万6,000円の減額でございます。これにつきましては、今回の最終専決で特別交付税を初めとして歳入が増加したことによりまして減額をいたすものでございます。これによりまして、平成29年度末の財政調整基金の残高につきましては、16億4,586万5,000円になる見込みでございます。

20款諸収入、5項雑入、2目雑入、1節市町村振興交付金135万8,000円の減額でございます。これにつきましては、新市町村振興宝くじオータムジャンボ、現在はハロウィンジャンボと申しますが、その各市町への交付金が確定したことによりまして減額でございます。

21款町債につきましては、第3表で説明したとおりでございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 5番、吉岡です。地方交付税の特別交付税が大きく1億6,000万ふえたと。非常に喜ばしいことだなと思います。大きくふえてますその要因、もしわかりましたら、本当にありがたい話やなと思うので、お聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（安部 重助君） 総務課、児島財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。平成29年

度の特別交付税の増額については、特に地域おこし協力隊等のルール分の増加がございます。あわせてスキー場の、そして町道の除排雪の経費、あるいは病院への繰り出し等々につきまして、一番小さな町が頑張っているというところも県のほうで評価をさせていただいたというところで、かなり昨年度から上がってきたというところでございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。大黒茶屋の災害の復旧なんですけど、オープンをして間なしに復旧の間休業ということであり、非常にイメージ的に悪いような印象を与えたというようなことも聞いておるんですけど、そこらあたりはもう少し早くの復旧工事ができなかったものか。そこらの要因は何かありますか。

○議長（安部 重助君） 多田農林業特命参事。

○地域振興課参事兼農林業特命参事（多田 守君） 地域振興課、多田でございます。

藤森議員さんの御質問にお答えします。

この台風21号の復旧工事につきましては、2月に入札をして業者さんが決まり、その後、復旧計画を立てたわけなんですけど、同時に、水車公園も同じづくりでございまして、水車公園と大黒茶屋と同じ業者さんということで、職人さんについても全国的にこういうヨシふき職人の方は少ないということでございまして、まずは水車公園の復旧、それから大黒茶屋の復旧ということで計画をして、どうしても工程的に年度内工事が難しいということで、4月に回ったということでございます。

もう少し調整ができなかったかということでございますが、物理的に職人さんがいないということで、こういった結果になっております。御了承いただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

藤原裕和議員。

○議員（9番 藤原 裕和君） 先ほどのヨーデルの関係でお尋ねをいたします。商工観光と上下水道課の関係で、お二方の、課長のもう少し詳しい説明を求めたいと思っております。

説明では、地元とのそういう、地元いうたら吉富処理区の関係かと思っております。また、猪篠区とのこういう、そこら辺の部分をどのように、説明では手間取ったということなんですけど、どういうことで話が落ちついて、一昨日ですか、私もヨーデルの駐車場の辺まで行ったんですけども、水道課の、下水かどうか、そこら辺の、この工事かどうかわからんですけども、工事が始まったようにも思うんですけども、そこら辺の兼ね合いと、今申しましたヨーデルの関係で、繰越明許の部分のヨーデルの森の改修工事、動物のし尿は別にと、たしかそういうような委員会でも説明がありました。そこら辺も含めて、住民の方に詳しく説明をお願いをしたいと思っております。特に吉富処理区の住民の方には、それこそヨーデルから汚水が流れるということも含めて、その許容量いんか、そこら辺がたしか、吉富処理区の許容量がいっぱいやのに、それこそゴールデン

ウイーク、きょうは少し日和が悪いんですけども、大変な観光客がある中で、今後、こういう部分でどうなんかなという部分も含めて、担当課のほう、地域振興課、観光振興、商工と、それから下水道、上下水道課の中島課長、この部分の詳しい説明を求めます。

○議長（安部 重助君） 中島上下水道課長。

○上下水道課長（中島 康之君） 上下水道課、中島でございます。まず最初に、下水とヨーデルの部分の関係について説明させていただきたいと思っております。

ヨーデルはもともと浄化槽設備がございます。ございますと言いながらも、昔のヨーデルの姿と今のヨーデルの状況は若干変わっておるので、浄化施設も一番当初の状態で整備されたもので、それが今現在は動物といいますか、ペンギンとかアシカとか、そういう部分も含めて、そういう動物を置くようになっております。

下水との関係なんですけども、下水は基本的に人間の生活するための下水処理場として神河町では取り扱っております。ですので、一般の動物の部分については、下水道処理施設には入れないでほしいというお願いをしております。

そのような中で、ヨーデルの浄化槽が経年劣化してきて、下水のほうにつないだらどうかという状況の中で検討を進めてきて、つなごうということを決定しております。その部分については、処理能力であったりとか、地元の区長さんの同意等も聞きながら決定してきました。実際に流入する部分については、動物のし尿の部分を除くという部分で若干時間がかかっております。その部分については、動物の部分については除外したものを個別の合併浄化槽で処理をして河川に放流するという計画をしております。その部分について、近隣の集落に了解をとらないといけないという部分で、各集落に説明して理解していただくのに時間を要してしまったので、実際の工事をするのがおくれってしまったというような状況でございます。

以上、ちょっと簡単ではございますけども、下水とヨーデルの浄化槽の関係については、そういう部分で今回の工事がおくれってしまったということでございます。

○議長（安部 重助君） 山下地域振興課長。

○地域振興課長（山下 和久君） 失礼します。地域振興課の山下です。この件につきましては、産業建設常任委員会のほうでも逐次報告してきたとおりでございます。クリームを流してしまった事件以後、要は本当に気をつけて取り組んできた部分です。もう二度とああいうことは起こさせないという覚悟をもって事業を進めていきました。

そんな中で、上下水道課と十分に協議を進めながら、また、それからよその動物の専門の施設も見学に行っていました。そこら辺で種々検討にまず時間がかかりました。それとあわせて、3つの手法を使わなければならないということで、本管につなぐ部分についてはあくまでも一般的な、レストランとか、食事の部分、そういう部分を中心にして流すべきであろうと、それから、雨水についてはだめですよ、基本的にだめですよということで、その部分については循環型の施設を入れようと。それからもう一つ、先ほど上下水道課長が言いましたように、動物の部分については合併浄化槽と、その3つ

のパターンで、これが今考えられるベストであろうということで、まず地元の猪篠区に御説明に上がって、これでよろしいでしょうかというお話ですね、この3つの方法を選ばせてくださいということ、それから、今度は福本のほうにまずこれでいいですかというふうなお話……（発言する者あり）あ、吉富。失礼しました。吉富区のほうに。その中間の部分の区の方に対しても、それぞれに説明させていただきました。全ての方の御了解をいただいた上でゴーをかけようということで、副町長を中心に精力的に取り組んできた経緯がございます。

また、上下水道課長も言いましたように、もともとは農業公園という格好で始まってまして、途中から動物を主体的にした施設に変貌しております。その中で、どうしても当初入れた設備、非常に高額なもので、デリケートなものです。それにさまざまな要因が重なったことと、経年変化でもっともう対応能力が非常に苦しいと、そんな中で、経費的にも毎年毎年多くのお金を必要とするというふうなことから、今考えるベストな選択肢として3つの手法を総合的に使おうと、そういう格好で今回やったものです。

それで、時間がおくれた部分については、先ほど来申し上げましているとおおり、要は関係者の皆様に御理解をいただくのにお時間をいただいたというふうなことでございます。

○議長（安部 重助君） 藤原裕和議員。

○議員（9番 藤原 裕和君） 担当委員会でもある程度の説明もしていただいたんですけども、上下水道課の課長の説明もいただきました。そうした中で、今現在どのような工事で、いつごろ今言われたような工事が完成するのか。先ほども質問をしたんですけども、水道課の関係で、管を入れよかなというふうな、そういう工事に入っておられるのかなという思いはしたんですけども、そこら辺も含めて、今後、これから工事の進みかげんは、いつごろに完成するという予定をされておるのか、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（安部 重助君） 地域振興課、小林特命参事。

○地域振興課参事兼施設連携まちづくり事業特命参事（小林 英和君） 地域振興課、小林でございます。工事につきましては、一応工期については4月4日から5月31日を工期といたしております。それで、内容といたしましては、管の埋設、おっしゃられたとおり、管の埋設が312.7メートル、それから新規のマンホールが8カ所、その他、盛り土、切り土の工事でございます。工程的には、本日なんですけども、管全部埋め込んで、検査を受ける予定をいたしております。そしてゴールデンウィークが終わってから路面の本復旧に入る予定で進んでおります。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。1点お尋ねをしたいと思います。

観光施設災害復旧事業、これ、630万円が全額許可が得られなかったということで、その理由としましては、平均風速15メートルが証明できなかったということだと思っておりますが、災害復旧事業債なので、恐らく償還金について交付税算入されるんじゃないかと思っておりますので、非常に有利な起債だと思うんですね。ですので、今の気象条件等から考えますと、今後、このような災害というんですか、頻繁と言ったら言葉悪いんですけど、起きる可能性がありますので、やはり平均風速15メートル云々が証明できるような設備というんですか、恐らく風速計になるんじゃないかと思うんですけど、その辺の対応が簡単にできるかどうか、もしくは将来考えて、このような対応をしているかどうか、この辺についてのお尋ねをしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 田中防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（田中 晋平君） 住民生活課、田中でございます。お答えいたします。

風速計のことにつきましては、委員会等でも廣納議員等を初め要請がありまして、平成30年度におきましては、政策調整会議等で必要な審議を、調整を開きまして、検討を進めていく予定でございます。また、現在の気象サーバーの更新の必要性もございしますので、そことの絡みも含めて調整いたしていきます。以上です。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。これ一つ、これも参考のために教えていただきたいんですが、今回630万予定しておりましたものは、長谷、また寺前、それから吉富地域の観光施設の災害ということなので、15メートルの証明するためには、風速計というんですか、町で1カ所でいいのか、それとも各地域に必要なのか、その辺の考え方というんか、起債の許可をもらうための、発行の許可いうんですか、もらうための条件的なもんがあったら教えてほしいんです。

○議長（安部 重助君） 児島財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。特に条件というのはございませんが、神河町で平均風速が15メートル以上であったという証拠を出せばということの中で、最低は大河内エリアと神崎エリアの2カ所が最低ラインかなと思いつつ、それでも必要な箇所を追加をしていくというような方向で、最低でも2基は設置が必要かなということで少し考えています。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第50号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第50号議案は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第13 第51号議案

○議長（安部 重助君） 日程第13、第51号議案、平成30年度神河町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第51号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成30年度神河町一般会計補正予算（第1号）でございます。当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、昨年度、兵庫県に申請し、採択保留になっていました川上地内の県単独補助治山事業について、このたび平成30年度事業として採択されましたので、その関連事業費について補正するものでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,240万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億240万円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課、児島財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。それでは、第51号議案の詳細説明をいたします。

最後のページ、4ページをお開きください。2、歳入。12款分担金及び負担金、1項分担金、2目農林業費分担金、1節林業費分担金283万円の増額でございます。これにつきましては、県単独補助治山事業受益者分担金ということで、川上区から受け入れるものでございます。総事業費が1,240万円、それから県補助金815万4,000円を差し引いた残りの3分の2でございます。

15款県支出金、2項県補助金、4目農林業費県補助金、2節林業費補助金815万4,000円の増額でございます。これにつきましては、県単独補助治山事業補助金ということで、補助対象事業費1,223万9,000円の3分の2でございます。

18款繰入金、2項基金繰入金、6目財政調整基金繰入金141万6,000円の増額でございます。今回の補正の財源調整として増額をいたすものでございます。

続きまして、3、歳出。5款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費1,240万円の増額でございます。11節需用費1万円ということで、事務費相当分を計上をいたしております。15節工事請負費1,239万円ということで、本工事費でございます。川上地内における落石による災害対策に係るものでございまして、施工延長は30メートルでございます。ちなみに、需用費1万円のうち補助対象が9,000円、15節工事請負費の1,239万円のうち補助対象は1,222万2,000円、合わせまして補助対象は1,223万1,000円でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論を終結します。

これより第51号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第51号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第14 第52号議案

○議長（安部 重助君） 日程第14、第52号議案、神河町監査委員の選任の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、小寺俊輔議員の退席を求めます。

〔4番 小寺俊輔君退場〕

○議長（安部 重助君） 事務局、議案の朗読をしてください。

〔事務局朗読〕

.....

第52号議案 神河町監査委員の選任の件

.....

○議長（安部 重助君） 上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第52号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町監査委員の選任の件でございます。議会議員選出の監査委員としてお世話になりました藤原日順氏の任期満了に伴い、新たに議会議員選出の監査委員として小寺俊輔氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、同意を求めます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第52号議案を採決します。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第52号議案は、原案のとおり同意することに決定されました。

ここで暫時休憩いたします。

午後3時59分休憩

午後4時00分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

日程第15 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について

○議長（安部 重助君） 日程第15、各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付されておりますとおり、閉会中の継続調査をしたい旨の申し出がございます。

お諮りします。各常任委員長、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、各常任委員長、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（安部 重助君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。本臨時会に付議された案件は全て議了しました。これで閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。

これをもちまして第 8 4 回神河町議会臨時会を閉会いたします。

午後 4 時 0 1 分閉会

議長挨拶

○議長（安部 重助君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、大変長時間にわたり御苦労さまでした。今後 2 年間の議会構成もでき上がり、皆さんの御協力のもと構成された議員全員で一生懸命務めてまいりたいと思います。議員皆様には、御協力のほど、よろしく願いしておきます。

町長からは、報告、専決処分、補正予算、監査委員の選任等、重要な案件でありました。議員各位の御精励によりまして、適正妥当な結論が得られましたことを感謝申し上げます、お礼を申し上げます。

また、今後は、夏に向かって大変暑い日であったり、また、梅雨に入りうっとうしい日もございましょうが、体調には十分御留意されまして、6 月の定例会を無事迎えますように、よろしく願いいたしまして、閉会の挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） それでは、私からも、臨時会の閉会に当たり、お礼を申し上げます。

本日は、議長からの御挨拶にもありましたように、選挙後初の臨時会ということで招集させていただきました。

議会におかれましては、本日、安部議長、そして藤原日順副議長を初めとする各役員の選出、そして各委員会の構成など、今後の議会運営にかかわる重要な事柄を決定されました。このたび新たに就任されました正副議長を初め、各委員等に就任されました議員各位におかれましては、平成 3 0 年度の適正かつ効率な予算執行はもとより、「ハートがふれあう住民自治のまち」神河町のまちづくり、とりわけ地域創生事業を強力に推進していくため、格別の御理解と御支援を賜りますよう、よろしく願いいたします。

また、本日提案させていただきました案件全てにつきましても、真摯な御論議、御助

言の中、御承認、可決いただき、まことにありがとうございました。

私どもといたしまして、今後の町政運営に当たりましては、新たな体制で臨まれます議会との連携を十分に保ちながら、組織のチームワークをキーワードに、子供たちの笑顔があふれ、お年寄りが安心して暮らせるまちづくりに向けて全力で取り組む決意でございます。

終わりに、吹き抜ける風が何とも心地よい季節になってまいりましたが、議員各位におかれましては、今後とも健康には十分御留意いただきまして、町政発展のため、引き続き御活躍賜りますようお願いを申し上げ、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

午後 4 時 0 4 分
